

ルールを守らなければ





受機・平成21年7月1日から 携帯電話の使用も取締りでは 平成21年7月1日から 機帯電話の使用も取締り

主な取締い対象違反

	交通違反の種類		罰則
1	酒酔い運転		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
2	信号無視		3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
3	一時不停止		3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
4	通行禁止		3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
5	通行区分	歩道·路側帯通行	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
		歩行者の通行妨害	2万円以下の罰金又は科料
		並進通行	2万円以下の罰金又は科料
6	しゃ断踏切立入		3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
7	無灯火		5万円以下の罰金
8	二人乗り		2万円以下の罰金又は科料
9	携帯電話使用		5万円以下の罰金
10	制動装置不良自転車運転		5万円以下の罰金

交通ルールを守らない 悪質な自転車運転者に対して、交通 切符(赤切符)を適用します!!



罰金も前科になります!

主な違反形態

	違反の形態	罰則
悪質運転	〇酒酔い運転をしたもの 〇故意に赤信号無視や道路標識による 一時停止をしなかったもの	〇酒酔い運転(65条1項) 〇赤色信号無視(7条) 〇指定場所一時不停止(43条)
危険運転	 〇違反行為により、交通の危険を生じさせたもの 【例】 歩行者や自動車への衝突 歩行者を驚愕(転倒) させた場合 自動車に急ブレーキをかけさせた場合 	 ○通行禁止違反(8条1項) ○通行区分違反(17条1項、17条の2 2項、19条) ○しゃ断踏切立入(33条2項) ○無灯火(52条1項) ○乗車積載方法違反(二人乗り、57条2項)
警告無視	〇違反行為に対する警察官の指導警告 に従わず、違反行為を継続、反復し たもの	〇携帯電話使用等違反 (71条6号) 〇制動装置不良自転車運転 (63条の9 1項)